

社会福祉法人山田町社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

平成29年 3月24日制定

令和 7年 9月11日第2次一部改正

令和 3年 3月25日第1次一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人山田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1の報酬を都度支給する。

2 評議員会以外で本会の用務に出席した場合も、別表1の報酬を都度支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、都度、費用弁償として別表2の旅費を支給する。

(出張旅費等)

第4条 評議員が職務のために出張した場合は、職員旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 本人の指定する本人名義の金融機関口座に都度、振り込みにて支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 7年10月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）評議員の報酬

内 容	日 額	
	4 時間以下	4 時間超過
評議員会等への参加（1 回につき）	8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
上記のほか、法人業務のための出勤※		

※法人業務とは、法人の主催する事業のほか、他団体から委嘱及び案内があったものをいう。

※他団体から報酬がでる場合は支給しない。

別表 2（第 3 条関係）評議員の費用弁償

区 分	金 額
出席 1 回につき	交通費については、費用弁償として鉄道運賃または、 路線バスの運賃分を支給する